

小児慢性特定疾病の申請手続きには 「マイナンバー」が必要です



平成 28 年 1 月からマイナンバー（個人番号）の利用開始に伴い、小児慢性医療費助成の申請手続きにおいてもマイナンバーの記載が必要となります。

申請書類を提出いただく際には、窓口にて、申請者の「マイナンバーの確認」と「身元確認」をさせていただきますので、以下の書類を御準備いただきますようお願いいたします。

～ マイナンバーの確認に必要な書類 ～

申請者（保護者）が持参する場合

次の①から③の いずれか を窓口でご提示ください。郵送で送付される場合は、写しを添付してください。

① 申請者（保護者）の個人番号カード



<個人番号カード見本>

② 申請者（保護者）の個人番号の記載された住民票の写し（通知カードは条件付きで可（注））

+

顔写真付身分証明書 1 種類（運転免許証、パスポートなど）

③ 申請者（保護者）の個人番号の記載された住民票の写し（通知カードは条件付きで可（注））

+

身分証明書 2 種類（健康保険証、年金手帳など）

（注）通知カードについて…令和 2 年 5 月 25 日時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は令和 2 年 5 月 25 日までに正しく変更手続きが取られている場合に限り、利用可能です。

- ※ 受給者証の申請書類として提出される住民票が、個人番号が記載されたものであれば、マイナンバー確認書類として兼用できます。（身分証明書の提示は必要です）
- ※ 小児慢性の制度では、窓口での個人番号確認及び本人確認は、申請者の方のみ行います。お子様（受診者）の番号確認及び本人確認は、申請者が行うこととなっているため、お子様の本人確認書類の提出は不要です。



<通知カード見本>

代理人が持参する場合

次の①から③の すべて を窓口でご提示ください。

① 委任状 又は 申請者（保護者）の健康保険証、運転免許証、パスポート等（写し可）のいずれか 1 種類

② 代理人の個人番号カード 又は 代理人の顔写真付身分証明書 1 種類 もしくは 身分証明書 2 種類

③ 申請者（保護者）の個人番号カード 又は 個人番号の記載された住民票の写し（通知カードは条件付きで可（注））